



2025年9月29日

各 位

会 社 名 パシフィックシステム株式会社
代表者名 代表取締役社長 渡邊 泰博
(コード番号・3847 東証スタンダード)
問合せ先 執行役員総務部長 土谷 稔
(TEL. 048-845-2200)

(開示事項の経過) 臨時株主総会の不開催及び基準日の取消しに関するお知らせ

2025年9月12日付「臨時株主総会招集のための基準日設定に関するお知らせ」において開示した事項について、下記のとおりお知らせいたします。

記

当社が、2025年9月12日付「臨時株主総会招集のための基準日設定に関するお知らせ」においてお知らせしましたとおり、太平洋セメント株式会社（以下「公開買付者」といいます。）は、公開買付者による当社の普通株式（以下「当社株式」といいます。）に対する公開買付け（以下「本公開買付け」といいます。）の成立後、公開買付者が所有する当社の議決権の合計数が当社の総株主の議決権の数の90%未満である場合には、公開買付者は会社法（平成17年法律第86号。その後の改正を含みます。）第180条に基づき、当社株式の併合を行うこと（以下「本株式併合」といいます。）及び本株式併合の効力発生を条件として単元株式数の定めを廃止する旨の定款の一部変更を行うことを付議議案に含む臨時株主総会（以下「本臨時株主総会」といいます。）を開催することを、本公開買付けの決済の完了後速やかに当社に対して要請する予定でした。そのため、当社は、本臨時株主総会の開催が必要となる場合に備えて、あらかじめ本臨時株主総会の招集のために必要となる基準日を設定しておりました。

しかしながら、2025年9月25日付「支配株主である太平洋セメント株式会社による当社株式に対する公開買付けの結果に関するお知らせ」においてお知らせしましたとおり、本公開買付けの結果、公開買付者の所有する当社の議決権の合計数が当社の総株主の議決権の数の90%以上となり、本株式併合は行われないこととなりましたので、本臨時株主総会は開催せず、本臨時株主総会に係る基準日につきましても取り消すことといたしました。

以 上